

平成28年度第3回森林審議会森林保全部会議事録

- 1 日時 平成29年3月22日(水) 午前10時30分から午前11時30分まで
- 2 場所 長野県庁西庁舎1階 112号会議室
- 3 出席委員(五十音順・敬称略)
北原曜、鈴木啓助、平林明人、細川忠國、安原輝明 計5名
- 4 説明のために出席した者
長野県林務部森林づくり推進課
宮 宣敏、三澤雅孝、三石一彦、柏木和之、神崎辰哉
- 5 会議に付した事項
 - (1) 森林病虫害等防除法第7条の3第3項に基づく長野県防除実施基準の変更(案)について(諮問)
 - (2) 森林病虫害等防除法第7条の5第2項に基づく高度公益機能森林等区域の変更(案)について(諮問)
 - (3) 平成28年度林地開発許可処分案件について(報告)

6 審議

○開会(事務局)

本日は、年度末の大変お忙しいところご参集いただき、誠にありがとうございます。

ただ今から、平成28年度第3回長野県森林審議会森林保全部会を開会いたします。

森林法施行細則第12条の規定により、本部会は成立しておりますことをご報告申し上げます。

本日、ご審議をお願いいたしますのは、お手元の次第に記載のとおり、諮問事項が2件、また、報告事項といたしまして1件でございます。

また、審議会終了後、林地開発制度にかかります勉強会を予定しております。

本日の会議は公開で行い、会議の状況につきましては、後日、県のホームページにて掲載させていただきますので、予めご了承をお願い致します。

それでは、開会にあたりまして、森林づくり推進課長から、ごあいさつを申し上げます。

○森林づくり推進課長あいさつ

本日は、長野県森林審議会森林保全部会を開催いたしましたところ、会長をはじめ委員各位におかれましては、年度末のお忙しい中、ご出席を賜り誠にありがとうございます。

また、皆様には日頃より、本県の森林・林業の推進に多大なご理解・ご尽力をいただきまして、心よりお礼を申し上げます。

この長野県森林審議会森林保全部会は、森林法施行令並びに同施行細則に基づき、森林の保

全に関する事項を審議するため、設置された専門部会でございます。主に、森林法に基づく林地開発行為の許可や森林病虫害等防除法に基づく区域指定や基準策定などについて、ご審議をいただいているところでございます。

本日は、森林病虫害等防除法に基づく、長野県防除実施基準の変更と、高度公益機能森林等における区域の変更について、委員の皆様のご審議をお願いするとともに、本年度の林地開発許可処分状況などについてもご報告させていただきます。どうか忌憚のないご意見を賜りますようお願いいたします。

なお、林地開発制度にかかります意見交換会を設けさせていただきますので、こちらにも引き続きご出席賜りたくお願い申し上げます。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長就任（事務局）

本審議会の議長は、森林法施行細則第11条の規定によりまして、本部会の部会長が務めることとなっておりますので、平林部会長どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長あいさつ

年度末のお忙しい中、皆様のご出席を頂き、当会が開催できますことに感謝申し上げます。

本会への諮問事項は、先に説明をいただきましたとおりでございます。

皆様の専門的な、また、幅広いお立場からご審議を頂きますよう、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議事録署名委員の指名

それでは、議事を進めさせていただきますので、ご協力をお願いします。

議事に入る前に、森林法施行規則第15条に定めます、議事録署名委員についてであります、議長の指名により決定したいと存じますが、ご異議ございませんか。

（異議なしの声）

ご異議ないようですので、北原委員と安原委員をお願いいたします。

○議事

それでは、議事に移ります。はじめに、諮問事項の「（１）森林病虫害等防除法第7条の3第3項に基づく長野県防除実施基準の変更(案)について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

○事務局

映像により、松くい虫被害と対策の実施状況について説明します。

その後、資料1の「平成28年度の松くい虫被害と対策の実施状況について」、資料2の「森林病虫害等防除法第7条の3第3項に基づく長野県防除実施基準の変更(案)について」を説明いたします。

(長野県森林審議会森林保全部会説明資料、資料1及び資料2により内容を説明)

○議長

それでは、ただ今説明のありました「長野県防除実施基準の変更(案)について」に対しまして、ご意見、ご質問がありましたら発言をお願いいたします。

○北原委員

松くい虫の被害は、以前は標高800mまでと言われていたが、温暖化の影響からか標高が上がってきていると指摘する人もいる。どの辺まで被害が及んでいるのか。

○事務局

高標高地域で松くい虫被害の恐れのある木が見つかった時には、林業総合センターでマツノザイセンチュウの有無など鑑定を行っており、その鑑定データでは標高の高いところでは1,000mや900mを超える地域での発生も見受けられている。しかし、県内で発生している被害の分布状況からみると、現時点でも標高800mは目安となる標高であると考えている。

データはないが、近年の傾向として800m以上の地域への被害も徐々に増えつつあると思われる。

○北原委員

800m以上の地域でも被害は見られるがそれは散発的で、800m以下が集団的な被害と考えてよいのか。

○事務局

そのとおりです。

○北原委員

今回の変更(案)の追加するエリアの標高は何mなのか。一方、削除されるエリアはどのような状況なのか。

○事務局

追加するエリアの標高は、約800mから900m辺りになります。

また、削除されるエリアは、被害が徐々に進行しているエリアで、伐倒駆除を実施することで松くい虫の駆除を進めて参りたいと考えております。

○安原委員

区域変更説明書では平成14年から平成23年まで特別防除を実施し、枯損被害が減少したから一時的に休止をしたとあるが、本来、被害が減少した成果を継続させるためにも、特別防除を継続すべきではなかったのかと思うが、何か理由はあるのか。

○事務局

松くい虫の被害が沈静化してきたので、村や地域として特別防除を休止しても被害の拡大は防止できるであろうとの判断をして推移を見守ってきたが、被害の拡大が認められたことから、平成28年度から特別防除を再開したと聞いている。

委員ご指摘のとおり特別防除を継続して実施していれば、新たな被害拡大は防ぐことができたのかもしれないが、当時は休止との判断をしたものです。

○安原委員

こうした事例も検証し広報するべきだと思いました。

○細川委員

現行の森林づくり県民税の事業で松くい虫対策は実施できるのか。

○事務局

市町村が地域の実情に応じて森林づくりの取組を支援する「森林づくり推進支援金」をお渡ししているが、これを財源として松くい虫対策を実施しているところもある。

○細川委員

資料1 P21の「信州の木活用モデル地域支援事業」などの取組は、大いに推進をしていただき、県内の松くい虫被害木を一掃するように取り組んでほしい。

先ほどの「森林づくり推進支援金」は、地域の要望に対して満足する予算となっているのか。

○事務局

国庫補助事業で松くい虫対策を実施できる区域は、地域森林計画で定められた森林が対象となるが、松くい虫被害は、森林法第2条で定める森林などでも発生していることから、それらへの対策として「森林づくり推進支援金」の1億3千万円の予算を活用して取組をしている市町村もある。

資料1のP21の「信州の木活用モデル地域支援事業」の取組は、通常の造林事業では、松くい虫被害木の伐採や片付けはできないことから、平成29年度から新たに森林税を活用して木質バイオマス利用を推進する取組のひとつとして、始めるものです。

今後の「森林づくり県民税」の取扱いについては、しっかりと議論を進めて参りたい。

○鈴木委員

区域変更説明書の適合審査のなかに200m以上との記載があるが、これはなにか定めがあるのか。

○事務局

長野県防除実施基準のなかに200mとの目安となる基準があります。

○鈴木委員

小学校があるが人家がないとの記載となっている。これは、小学校は薬剤散布区域から離れているが、念のための対応として安全対策をおこなうとの解釈でよいか。

○事務局

そのとおりです。

○鈴木委員

資料2 P4の中ほどの青いエリアで、一部分が取り残され飛び地となる箇所があるがこれはどういうことか。

○事務局

対象区域の変更は、林小班単位で行っていることからおそらく残されてしまったエリアだと思われます。

○北原委員

確認ですが、区域変更に関する森林は全て「守るべき松林」でよいか。

○事務局

そのとおりです。

○安原委員

資料1の説明のなかに「更新伐」との言葉が出てきたが、どのように次の樹種に誘導していくのか。また、いつ更新が図られたか判断をするのか。

○事務局

造林事業を活用して更新伐を進めていますが、実施の翌年度から2年を経過して天然更新や植栽などにより更新が図られたか確認をしています。

また、更新伐を実施する際には、有用広葉樹は残すような配慮を行いながら、適地適木の考えの下、森林所有者の意向も踏まえながら、樹種を選定しております。

○議長

ほかにございますか。

(意見等なし)

無いようですので、お諮りいたします。知事から諮問のありました「長野県防除実施基準の変更」につきましては、適切なものと認めて答申するに、ご異議ございませんか。

(異議なし)

ご異議がありませんので、適切なものと認めて答申することに決定いたします。

なお、答申書の作成につきましては、議長に一任いただきたいと存じますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

ご異議がありませんので、そのようにさせていただきます。

○議長

次に、諮問事項の「(2) 森林病虫害等防除法第7条の5第2項に基づく高度公益機能森林等区域の変更(案)について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

○事務局

資料3「森林病虫害等防除法第7条の5第2項に基づく高度公益機能森林等区域の変更(案)について」により説明いたします。

(資料3により内容を説明)

○議長

それでは、ただ今の「高度公益機能森林等区域の変更(案)について」の事務局から説明に対しまして、ご意見、ご質問がありましたら発言をお願いいたします。

○鈴木委員

南箕輪村の高度公益森林の変更は、1ha減ったとのことだが、周りには被害拡大防止森林があるのではないかと思うのだが、これはどういうことか。

○事務局

守るべき松林のエリアの絞込みを行っており、この守るべき松林周辺には、市町村が指定する地区被害拡大防止森林を配置して守るべき松林を保全している。

○議長

ほかにございますか。

(意見等なし)

無いようですので、お諮りいたします。「高度公益機能森林等区域の変更(案)について」は、適切なものと認めて答申するに、ご異議ございませんか。

(異議なし)

ご異議がありませんので、原案どおりお認めを頂き、そのとおり決定いたします。

○議長

次に、報告事項に移ります。

「平成28年度林地開発許可案件について」事務局の説明を求めます。

○事務局

資料４の「平成28年度林地開発許可案件について」説明いたします。

（資料４により内容を説明）

○議長

ただ今の説明に対しまして、ご意見、ご質問がありましたら発言をお願いいたします。

（意見等なし）

○議長

他にないようですので、以上で審議会の議事を終了します。

ご協力ありがとうございました。

○事務局

平林部会長ありがとうございました。

以上をもちまして、長野県森林審議会森林保全部会を終了させていただきます。

ありがとうございました。

平成２９年３月２２日

議事録署名人 北原 曜 印

議事録署名人 安原 輝明 印